

定 款

日本エス・エイチ・エル株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本エス・エイチ・エル株式会社と称し、英文ではSHL－J A
P A N L t d. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 採用試験及び社内適性試験システムの開発と供給
- (2) インターネットを利用した人材の職業適性及び能力の測定・評価サービスの提供
- (3) テスト使用及び能力開発分野での教育研修事業
- (4) 前各号に関連するコンサルティング
- (5) 通信機器、コンピュータ及び周辺機器のリース業
- (6) コンピュータソフトウェアの開発と販売
- (7) 損害保険の代理業務
- (8) 一般労働者派遣業務
- (9) 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本 店)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、22,400,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置くものとする。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必

要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

- 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第30条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 取締役会の議事録は、取締役会の日（前条の規定により、決議があったとみなされた日を含む）から10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（報酬等）

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額とする。

第5章 計 算

（事業年度）

第35条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

（中間配当）

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記

載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第38条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 前項及び本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。